

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

住宅用地球温暖化対策設備の設置に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

弥富市内に自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に対象設備を導入する方及び自ら居住するため対象設備を備えた住宅を新築する方。

対象設備

定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。

電気自動車等充給電設備

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものの

補助金額

定置用リチウムイオン蓄電システムは一律15万円。

電気自動車等充給電設備（V2H）は一律5万円。

※補助金を受けるためには、工事着手前に「補助金申請」の手続きが必要です。

「決定通知書」が届いてから着手してください。「決定通知書」が届く前に工事着手した場合は補助の対象とはなりません。詳細につきましては、要綱をご覧いただくか、環境課までお問い合わせください。

補助金交付申請

対象設備設置工事を開始する前に補助金交付申請書（第1号様式）に以下の添付書類を添えて提出してください。

- ①経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ②対象設備の概要及び仕様が分かる書類
- ③対象設備の設置場所の案内図
- ④工事着手前の現況写真**(撮影日を記入)**
- ⑤その他市長が必要と認める書類

計画変更

補助金の交付の決定を受けた後に補助事業の内容を変更（廃止又は中止を含む。）しようとする場合は、計画変更承認申請書（第3号様式）を提出してください。

工事着手

決定通知書に記載された交付申請書受理年月日から**60日以内**に工事着手届（第4号様式）を提出してください。

実績報告

補助事業が**完了した日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日**までに実績報告書（第5号様式）に以下の添付書類を添えて提出してください。

- ①対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
- ②申請者本人が対象設備を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（3箇月以内に作成されたものに限る。）
- ③対象設備の設置状態を示す写真**(撮影日を記入)**
- ④その他市長が必要と認める書類

※補助金交付請求書（第7号様式）**【日付未記入のまま】**も合わせて提出してください。